

公益信託くまもと21ファンド 事業実施規程

(目的)

第1条 公益信託くまもと21ファンドの事業の適切かつ確実な運営を図るため、公益信託くまもと21ファンド信託契約書（以下「信託契約」という。）第44条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(運営の方針)

第2条 21世紀に対応して熊本県を活力と個性と潤いのある地域にしていくためには、民間の活動（以下「事業」又は「活動」という。）を活発にし、地域活性化の中心的な担い手となるよう助成していく必要がある。

そのため、民間活動の自発性、自主性に期待しつつ、各基金ごとに次の各号に配慮した運営を行うものとする。

(1) 地域文化の振興

地域の文化の向上と発展に貢献し、かつ、他の模範と認められる創造的な活動を中心に助成していくものとする。

(2) 地域レベルの国際交流

草の根国際交流の進展を目的として、民間の創意工夫のある活動を中心に助成していくものとする。

(3) 住民の知恵と行政の知識が支え合う地域づくり

地域づくりのための人材と技術を育成し、民間と行政が互いに支え合う創造的、独創的な活動を中心に助成していくものとする。

(助成の対象)

第3条 この公益信託による助成の対象は、信託契約第6条第1号に規定する団体もしくは個人（以下「団体等」という。）で、次の各号に掲げる条件を備えたものを原則とする。

(1) この公益信託の設定趣旨に賛同し、くまもと21ファンドの助成事業である旨

を表示して実施できるものであること。

- (2) 団体は民間団体又はグループ（以下「民間団体」という。）とし、法人格の有無は問わないが、団体としての組織及び責任の所在が明確なものであること。

（助成事業の内容）

第4条 この公益信託による助成対象の事業（以下「助成事業」という。）の内容は、信託契約第6条第1号に該当するもので、原則として別表1-1から1-3までのおりとする。ただし、運営委員会において必要と認められたときは、その内容を同号の範囲内で適宜改定することができるものとする。

- 2 営利を主な目的とする活動、政治活動、宗教活動、その他運営委員会が不相当と認めた活動に対する助成は行わない。
- 3 団体の経常的運営費や固定施設等の整備費に対する助成は原則として行わない。
- 4 同一団体等への継続助成は原則として行わない。

（助成金の額）

第5条 この公益信託による助成事業1件当たりの助成金の額は、助成対象事業費の2分の1以内、ただし、200万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営委員会において特に必要と認められたときは、助成金の額を増減することができるものとする。

（助成候補の収集）

第6条 この公益信託による助成候補の収集は、募集によるものとし、ホームページへの募集要項の掲載、新聞広告の掲示、広報資料の配布等の方法により行うものとする。

- 2 受託者は、この公益信託及び助成候補の募集の周知のため、広報計画を作成し、広く県民への周知に努めるものとする。
- 3 委託者である熊本県及び運営委員は、この公益信託の周知及び助成希望の事業の企画や応募者に関する情報の収集に関し、受託者に協力するものとする。

(助成の申込み)

第7条 この公益信託による助成を受けようとする者は、「助成申込書」(別記様式1)を、毎年度次の期間に、受託者に提出しなければならない。ただし、初回の募集については、別に定めるものとする。

(1) 第1回 6月から7月まで(10月から翌年9月までの間に実施予定のもの)

(2) 第2回 12月から1月まで(4月から翌年3月までの間に実施予定のもの)

2 客観的、かつ、やむを得ない理由により、前項の助成申込み期間に、助成申込書の提出ができなかった者は、臨時に助成の申込み(以下「臨時助成申込み」という。)を行うことができるものとする。臨時助成申込みは、助成を受けようとする事業の実施予定期日の2月前までに行わなければならない。

(事前調査)

第8条 受託者は、前条第1項の助成の申込みを受けたら、すみやかに、申込みの内容について調査するものとする。調査は、募集の受付期間を含め毎年度次の期間に行うものとする。ただし、慎重な調査を要すると認められるものについては、その事業の実施に支障を生じない範囲で継続調査とすることができるものとする。

(1) 第1回受付のもの 6月から9月まで

(2) 第2回受付のもの 12月から3月まで

2 前項の調査のほか、助成事業に対する企画助言、実施状況の調査等の事務を行うため、信託契約第20条に基づく作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。作業部会の設置に必要な事項は、別に定めるものとする。

3 受託者は、前条第2項の臨時助成申込みを受けたら、すみやかに作業部会の調査に付し、助成を受けようとする事業の実施の意義等について慎重に検討のうえ、受理の適否について運営委員会に報告し、決定するものとする。

(助成の決定)

第9条 受託者は、第7条の助成申込書又はその要点を記した書類(以下「審議書類」という。)を運営委員会に提出のうえ、助成候補の収集状況及び前条の調査結果等について、報告するものとする。

- 2 運営委員会は、受託者が提出した審議書類に関し、必要に応じ作業部会の調査結果、軽易な事項については受託者の調査結果等を聴取のうえ、もしくは自ら調査のうえ、助成の対象、事業内容、助成金の額等の審議を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、前項の通知の結果に基づいて、すみやかに助成の決定を行うものとする。
- 4 受託者は、前項の決定を行ったら、すみやかに第7条の助成申込書の申込者（以下「助成事業者」という。）にその旨通知するものとする。
- 5 受託者は、助成の決定に当って必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（助成事業の変更等）

- 第10条 助成事業者は、助成事業の実施に当って、事業内容の変更、中止、取り下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく受託者に文書で報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項の報告があった場合は、必要に応じ助成金の額の変更決定、中止及び取り下げの承認等を行うことができる。
 - 3 第8条及び第9条の規定は、前項の場合に準用する。

（助成金の交付）

第11条 受託者は第9条第3項の助成の決定に基づき、次の各号の手続きにより決定した助成金の額の範囲内で助成金の交付を行う。

- (1) 助成の決定通知を受けた助成事業者は、助成事業の実施が公告されるなど実行の日程等が確実になったら、「助成金交付請求書」（別記様式2）を受託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、前号の書類の提出を受けたら、すみやかに内容の審査を行ったうえ、適当と認められる場合には助成金の全部又は一部を助成事業者の指定する銀行等の口座に振り込み、振込み金受取証を保管するものとする。

なお、内容に疑義がある場合には、その旨助成事業者に通知のうえ、決定した助成金の全部を、第14条に規定する実績報告書の内容審査後の清算交付とする

ことができる。

- (3) 受託者は、第 14 条第 4 項に規定する助成の最終決定又は決定の変更を行った場合において、助成金の未交付金があるときは、当該未交付金額を助成事業者の指定する銀行等の口座に振り込み、振込み金受取証を保管するものとする。

(事業の遂行)

第 12 条 受託者は、必要があると認めるときは、助成事業者に助成事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

- 2 受託者は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行について必要な指示をすることができる。

(直接調査等)

第 13 条 受託者は、助成金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者の事務所等において直接に調査、質問等を行うことができる。

(事業実施の確認)

第 14 条 助成の決定通知を受けた助成事業者は、助成事業が終了したら、すみやかに「実績報告書」(別記様式 3) を受託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項の実績報告書又はその要点を記した書類(以下「実績書類」という。)を運営委員会に提出するとともに、その写しを信託管理人に提出するものとする。
- 3 前項の実績書類の提出に当たっては、書類の内容の審査のほか、必要に応じ作業部会による実施状況の調査もしくは成果の確認を行い、その結果を運営委員会に報告するものとする。
- 4 実績報告書等による調査の結果、適当と認められる場合には、受託者は、決定した助成金の額の範囲内で助成の最終決定を行うものとする。

また、実績報告書等による調査の結果、助成の決定に著しい変更を要すると認められる場合には、運営委員会にその旨報告し、運営委員会の意見に基づいて、決定の変更を行うことができるものとする。

(決定の取り消し)

第 15 条 受託者は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会にその旨報告し、運営委員会の意見に基づいて、決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の実施ができなくなったときは、その事情を考慮することができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途へ転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 事業を実施しなかったとき。

2 前項の規定は、第 14 条第 4 項の助成金の最終決定又は決定の変更があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 16 条 受託者は、助成の決定の変更を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 受託者は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しの部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保管)

第 17 条 助成事業者は、助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出にかかる証拠書類を 3 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、信託契約第 44 条第 1 項の規定による。

2 この規程に定めのない事項又はこの規程の各条項の適用に疑義を生じた事項については、受託者は、運営委員会に諮問して、その助言又は勧告に従うものとする。

附 則

この規程は、平成元年11月20日から実施する。

平成2年4月27日、一部改正。

平成3年3月15日、一部改正。

平成4年7月1日、一部改正。

平成6年2月21日、一部改正。

平成25年10月1日、一部改正。

別表 1-1 文化振興基金

目 的：地域文化の振興

事業名：文化振興助成事業

事業内容

1 民間文化活動への助成

芸術・文化に関する創作活動、発表活動、人材育成、その他地域文化の向上を目的とする活動の助成。

2 文化財の保存活動への助成

文化財の展示・公演、啓発のためのシンポジウム、研究会、その他文化財の保存を目的とする活動の助成。

3 地域間・国際文化交流活動への助成

県内の民間団体等が参加して行う地域間文化交流、国際文化交流活動の助成。

4 前各項のほか特に認める活動への助成

地域文化の振興に役立つ活動で、前各項に準ずるものとして特に認められたものの助成。

別表 1-2 国際交流基金

目 的：地域レベルの国際交流

事業名：国際交流助成事業

事業内容

1 草の根国際交流活動への助成

ホームステイカントリー熊本づくり運動の推進、その他草の根国際交流活動や国際理解・友好促進を目的とする活動の助成。

2 外国人留学生への支援活動への助成

県内で学ぶ外国人留学生の勉学環境の改善、その他海外からの留学生の支援を目的とする活動の助成。

3 国際交流を担う人材育成活動への助成

国際交流のための青少年リーダー、民間団体スタッフ、その他国際交流の担い手となる人材の育成を目的とする活動の助成。

4 渡航して行う国際交流活動への助成

県内で国際交流・文化振興・地域間交流の活動を行っている民間団体等が、国際交流の目的で海外に渡航して行う活動について、一定の要件を満たすものの助成。

5 前各項のほか特に認める活動への助成

地域レベルの国際交流に役立つ活動で、前各項に準ずるものとして特に認められたものの助成。

別表 1-3 地域間交流基金

目 的：住民の知恵と行政の知識が支え合う地域づくり

事業名：地域間交流助成事業

事業内容

1 地域づくり活動への助成

地域づくりイベントやシンポジウム、その他地域社会の活性化を目的とする活動、及び地域特産品づくりなど地域産業の振興を目的とする活動の助成。

2 人材育成事業・人材交流事業への助成

地域づくりのための人材育成講座や研究会、地域づくり団体相互の交流活動、その他地域づくりのための人材育成・人材交流を目的とする活動の助成。

3 自然環境の保全・水質浄化・景観の形成の他アメニティ向上活動への助成

地域づくり活動の一環として、広く地域住民の理解と共感を得られる方法で行う自然環境の保全・水質浄化・景観の形成の他アメニティの向上に関する活動や啓発行事、その他の活動の助成。

4 前各項のほか特に認める活動への助成

地域づくりに役立つ活動で、前各項に準ずるものとして特に認められたものの助成。